

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 経済産業省庁舎の管理・運營業務

経済産業省庁舎の管理・運營業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成23年4月から平成26年3月までの契約期間3年間として民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1 公共サービスの内容及び確保されるべき公共サービスの質について

（実施要項（案）P2～7）

##### 【論点】

民間事業者の創意工夫の余地を残さない詳細な仕様を設定したり、過度な制限を設けたりしていないか。

従来の実施方法に対する改善提案を求める部分が明確でないと、提案に係る民間事業者の負担やリスクが大きくなるのではないか。

##### 【対応】

従来の実施方法について、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる旨を明記する。その際、民間事業者は企画書提出期限前に質問することができる旨を明記する。

#### 2 その他（実施要項（案）P34～35）

##### 【論点】

意見募集の結果を踏まえ、必要な検討がなされているか。

##### 【対応】

意見募集の結果等を踏まえ、業務実施責任者等の条件において、必要とする実務経験年数を緩和する等、必要な修正を行った。

以上